様式第１号（第９条関係）

特定建設工事共同企業体協定書（甲型）

　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　（以下「乙」という。）と　　　　　　　（以下「丙」という。）とは、城里町が発注する　　　　　　　建設工事（当該工事内容の変更を含む。以下「建設工事」という。）に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の結成について、次のとおり協定する。

　（目的）

第１条　共同企業体は、次に掲げる事業を共同して営むことを目的とする。

　(1)　建設工事の請負

　(2)　前号に附帯する事業

　（名称）

第２条　共同企業体は、　　　　　　　特定建設工事共同企業体と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　共同企業体は、事務所を城里町大字　　　　　　　番地に置く。

　（共同企業体の成立及び解散）

第４条　共同企業体は、　　年　　月　　日に成立し、建設工事請負契約を締結したときは、当該建設工事の履行完了後３月を経過する日に解散するものとする。

２　共同企業体は、建設工事を請け負うことができなかったときは、当該建設工事の請負契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員）

第５条　共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　構成員１　 所在地（住所）

　　 　　　　　　商号又は名称

　　　構成員２　 所在地（住所）

　　　　　　　　 商号又は名称

　　　構成員３　 所在地（住所）

　　　　　　　　 商号又は名称

　（代表者の名称）

第６条　共同企業体は、　　　　　　　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　共同企業体の代表者は、建設工事について共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに当該共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資割合）

第８条　共同企業体の構成員の出資割合は、次のとおりとする。この場合において、建設工事について発注者との間に請負契約の内容に変更があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

　　　構成員１　 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　構成員２　 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　　　構成員３　 商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　　　　％

　（運営委員会）

第９条　共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、建設工事の請負契約の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第10条　共同企業体の構成員は、建設工事の請負契約の履行について連帯してその責めを負うものとする。

　（取引金融機関）

第11条　共同企業体の取引金融機関は、　　　　　　とし、当該共同企業体名義で設けた別口預金口座により取引するものとする。

　（決算）

第12条　共同企業体の決算は、建設工事の履行完了後において行うものとする。

　（利益金の配当）

第13条　共同企業体は、前条に規定する決算の結果利益金を生じたときは、第８条に規定する出資割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担割合）

第14条　共同企業体は、第12条に規定する決算の結果欠損金を生じたときは、第８条に規定する出資割合により構成員が負担金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡制限）

第15条　共同企業体の構成員は、この協定に基づく権利義務を他に譲渡することができない。

　（構成員の脱退に対する措置）

第16条　共同企業体の構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ第４条の規定による共同企業体の解散の日までは脱退することができない。

２　共同企業体の構成員が発注者及び構成員全員の承諾により当該共同企業体を脱退したときは、残存構成員が建設工事の履行を完了するものとする。

３　共同企業体の構成員が脱退した場合における残存構成員の出資比率は、脱退構成員が脱退前に有していた出資割合を残存構成員が有している出資割合により分割し、これを第８条に規定する出資割合に加えた割合とする。

４　脱退した共同企業体の構成員の出資金の返還は、第12条に規定する決算の際に返還するものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じたときは、脱退した構成員の出資金から脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　共同企業体が第12条に規定する決算の結果利益金が生じた場合においては、脱退した構成員に対して利益金の配当を行わないものとする。

　（構成員の破産等）

第17条　共同企業体の構成員の破産又は解散については、前条第２項から第５項までの規定を準用する。

　（解散後の契約不適合責任）

第18条　共同企業体は、当該共同企業体の解散後においても、建設工事が契約内容に適合しないものであったときは、構成員が連帯してその責めを負うものとする。

　（協議）

第19条　この協定書の定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、第９条に規定する運営委員会において協議し、決定するものとする。

　この協定の成立を証するため、本書４通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上、各１通を保有し、１通を発注者へ提出する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（住所）

　　　　　　　　　　　　甲　構成員１　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　（代表者）　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（住所）

　　　　　　　　　　　　乙　構成員２　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（住所）

　　　　　　　　　　　　丙　構成員３　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

委　　　任　　　状

　　年　　月　　日

城里町長　　　　　　　様

企業体の名称　　　　　　　　　　　　特定建設工事共同企業体

構成員１所在地(住所)

(代表者)商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

構成員２所在地(住所)

商号又は名称

代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

私は、次の共同企業体の構成員を代理人定め、

に関し、下記の権限を委任します。

受任者　所在地(住所)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

委　任　事　項

１．特定建設工事共同企業体結成に関すること。

２．入札並びに見積りに関すること。

３．契約締結に関すること。

４．支払金の請求並びに受領に関すること。

５．複代理人の選任及び解任に関すること。

|  |
| --- |
|  |

受任者使用印鑑

|  |  |
| --- | --- |
| 留　意　事　項１．申請資料等については、クリップ止で提出すること。２．特定建設工事共同企業体協定書及び委任状については、袋とじすること。３．特定建設工事共同企業体の事務所は、城里町に置くこと。また、落札者は契約締結後、役場税務課に事務所の設置届を提出すること。４．契約にあたって議会の議決を必要とするので、下記条文を契約書に記載すること。

|  |
| --- |
| 　(契約成立の日時)　第５８条　この契約は、地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第９６条第１項第５号の規定による城里町議会の議決を得た日から本契約とする。　２　第５条の規定に関わらず、同条第１項第　　号の契約の保証は、前項の規定により本契約になった日に付するものとする。（２）議決の通知　　　議会の議決があったときは、乙に次に掲げる事項を通知するものとする。　　・工事番号及び工事名　　・議決された旨及び本契約となる日　　・工期の始期と終期 |

 |